

File.40

【神奈川県発】



おのうえ よしこ
尾上 美子

司法書士

家族信託専門士

2004（平成16）年司法書士試験合格。2006（平成18）年に神奈川県茅ヶ崎市にて独立開業。土地家屋調査士の夫とともに、土地家屋調査士・司法書士おのうえ合同事務所開設。自分の手の届く範囲内で、自分なりの付加価値を加えた仕事を丁寧にしていきたいとの思いから、地域に根ざした活動を行っている。

1 家族信託に取り組むきっかけ

2015年の夏、家族信託に関するセミナーに出席したことがきっかけで、家族信託への取組みを始めました。その数年前から、専門職後見人として身寄りのない方、親族はいても支援を受けられない方の後見人として活動していました。支援してくれる親族がいない方にとって、第三者が財産管理や身上保護をする成年後見制度は有用な制度です。

支援ができる親族がいても、本人に法律上の問題や生活面で課題があったり、財産管理が複雑困難な場合などに、私が後見人に就任するケースもありました。2015年は親族が成年後見人に選任される割合が3割を下回った年でした。当時私は、家族関係が円満で支え合うことができる家庭にまで、第三者が後見人として踏み込むことはあまり好ましくないと感じていました。そんなとき、「家族でできる財産管理・資産承継の新技术である家族信託」というタイトルのセミナーに出会ったのです。セミナーで家族信託の具体的な活用事例を知り、この手法を用いることで、今まで「その要望を実現することは無理ですね…」と答えていた相

談に、「家族信託の手法を用いれば、叶いますよ」と答えることができるようになる！と喜びを感じました。また、早期の対策により、家族の問題に第三者が関与しなければならないケースも減らせると思いました。高齢者等の財産管理方法や遺言書の作成について相談を受けることが多い私にとって、家族信託の知識を深め、適切に利用できるようになることは、絶対不可欠であると感じました。

2 初めての家族信託契約との関わり

セミナー受講後程なくして、私は登記手続を行う司法書士として初めて家族信託の契約締結に携わる機会を得ました。母親が賃貸不動産を所有している案件で、認知症対策と円満な相続を目指した親子間の信託契約でした。登記担当といっても、打合せに毎回参加し、組成担当者が作成した信託契約書に意見を述べ、チームで取り組みました。

当時（2015年秋）は今ほど家族信託に関する書籍はなかったものの、数少ない専門書から学び、2016年1月に公正証書作成まで終えることができました。

専門家にとっては数ある中の1つの契約でも、当事者家族にとってはおそらく一生に一度の契約です。契約内容によって、その家族の今後の生活が良くも悪くもなるのです。独学で中途半端に取り組める仕事ではないと痛感し、一般社団法人家族信託普及協会（以下、「協会」）の家族信託専門士研修を受講し、家族信託専門士となりました。

当時は専門士の数も今ほど多くなく、家族信託を扱っている専門家が少なかったため、近隣の専門士である私に依頼し

たいという方や不動産関係・税理士の方などから家族信託を検討している方を紹介され契約組成に携わりました。また、この制度について広く知って欲しいという思いから、セミナーを主催し、その参加者から依頼を受けることもありました。依頼される成年後見制度の講演会の中でも、家族信託の話をして欲しいという要望も増え、世間の家族信託への関心の高さを感じました。

現在でも、家族信託の組成に関わり続ける一方で、最新の情報収集も怠らないよう協会のフォロー研修や他団体のセミナーにも可能な限り参加し、最善の契約書が作成できるよう努めています。

3 家族信託契約締結のその後

私に関わってきた信託契約には、信託不動産の売却をしたケース、借入れをして信託不動産を建築したケース、第一受益者が亡くなり受益者が変更となったケース、受託者が亡くなって受託者を変更したケース等、様々なケースがあります。「信託契約を締結していたおかげで、万時予定通り進んだ」と報告を受けると安心します。

一方で、契約後委託者が亡くなり、短い期間で信託契約が終了するケースもあります。このようなケースであっても、信託契約締結に向けた家族間の話合いに専門家がアドバイスをしながら関わり、相続が発生した時のイメージを家族間で共有できることは、家族信託契約を締結する醍醐味であると考えます。

4 今後の家族信託の行方

判断能力が低下した場合の財産管理方

法として成年後見制度がありますが、利用者にとってはメリットを感じにくかったため、より柔軟に利用できる家族信託が広まりました。

しかし、成年後見制度に関しては、親族後見人の候補者がいる場合、その親族が本人のニーズや課題に応えられるのであれば後見人に選任されやすいという動きが高まっています。また、専門職後見人から親族後見人への交代も柔軟に行われるようになってきています。さらに、成年後見制度の利用を促進する2022年度からの5か年計画案では、他の支援による対応の可能性も踏まえて、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきとの検討方針も盛り込まれました。成年後見制度の一時利用など、よりメリットを感じやすい制度となるよう検討が続けられています。成年後見制度は使い勝手が悪いからという理由のみで、家族信託を選択するという家族は減るかもしれません。

一方で、家族信託は本人が元気な時から財産管理を任せることができ、相続対策、受益者連続型の利用による配偶者の認知症対策、事業承継対策など成年後見制度では行うことができない様々な仕組みが実現できます。そして何よりも、本人が元気な間に家族で今後のことについて話し合う機会を持つということは、とても有意義なことだと思います。相談者がいずれの制度を選択するにしても、利用者の目線に立って適切なアドバイスができるよう常に情報収集を怠らず、家族信託に取り組んでいきたいと思っています。